

令和 6 年度補正予算（公共事業）の 早期執行に向けた措置について

令和 6 年 1 2 月
山口県土木建築部

県が発注する令和 6 年度補正予算に係る工事については、国の総合経済対策の趣旨を踏まえ、補正予算の早期執行や事業効果の早期発現、受注者・発注者の事務負担の軽減を図るため、下記の措置を講ずることとしましたので、お知らせします。

記

【対象工事】

令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 5 月末日までに入札公告又は指名通知を行う令和 6 年度補正予算に係る工事

○措置内容

1 入札・契約手続きの簡素化

指名競争入札及び条件付一般競争入札（特別簡易型総合評価方式）の適用範囲を拡大して発注することができる

2 工事のとりまとめ発注

複数の工事をまとめて発注することができる

3 発注の迅速化

設計業務が未了であっても、工法が確定した時点で、概算数量により発注することができる

4 配置技術者の不足対策

現場代理人の兼務の上限を、現状の 3 件から 5 件に緩和する【別添参照】

令和 6 年度補正予算に係る 工事の現場代理人兼務要件緩和について

令和 7 年 2 月
山口県土木建築部

令和 6 年度補正予算の早期執行を図るため、「1 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

1 対象工事

令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 5 月末日までに入札公告又は指名通知を行う令和 6 年度補正予算に係る工事

2 緩和内容

4,500 万円 未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 5 件まで兼務できることとする。

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 366 号）により、金額を変更しました（R7.2.1～）。

		対象工事を含む	現 行
現場代理人	4,500 万円未満工事の兼務要件	以下の要件をすべて満たす場合 a 5 件以内 b 各 4,500 万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐	以下の要件をすべて満たす場合 a 3 件以内 b 各 4,500 万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐

拡大